

社会資源とは

概念

「福祉ニーズの充足の為に用いられる有形無形の資源」

制度、機関、人材、資金、技術、知識等の総称

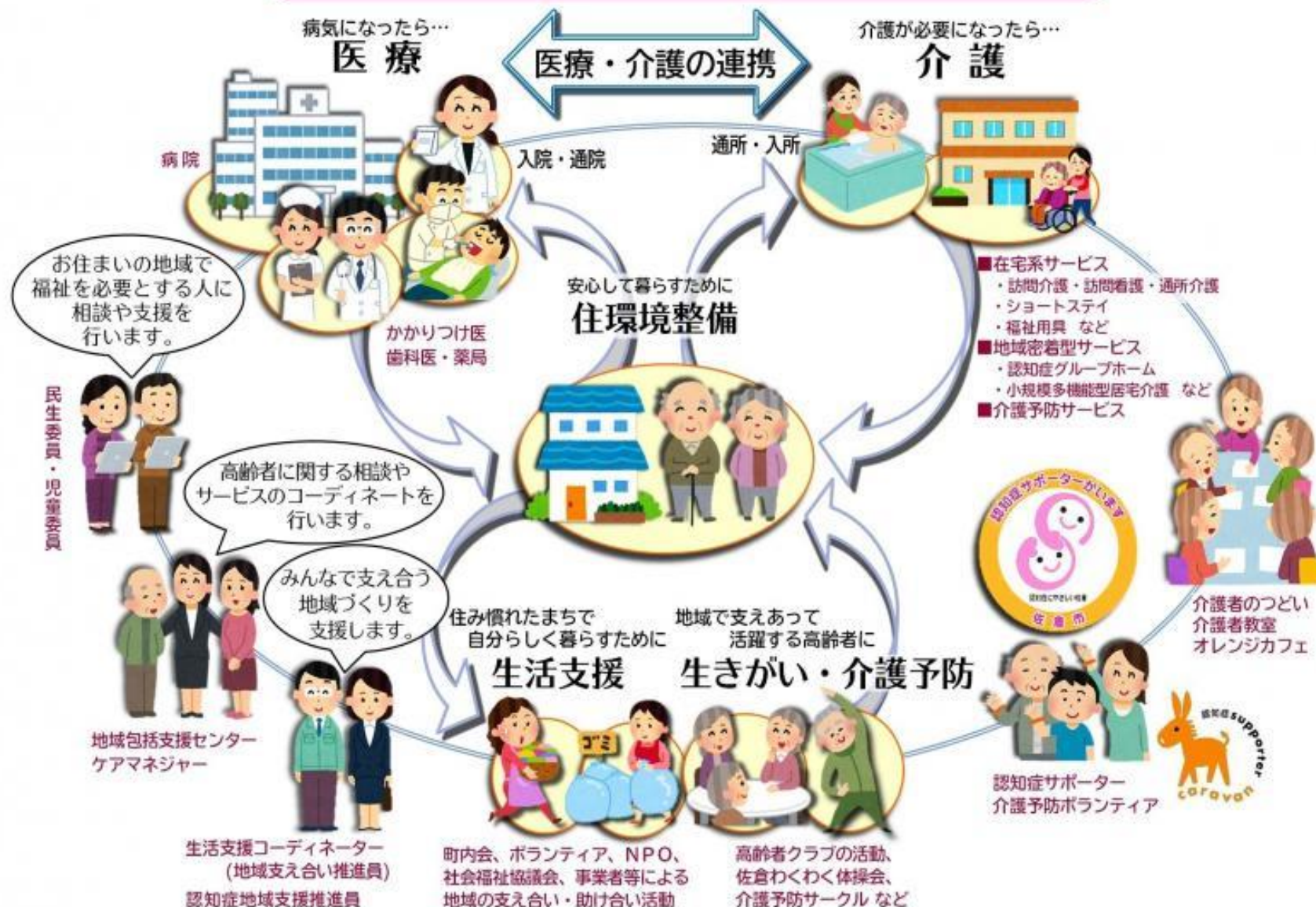
- ・介護支援専門員は介護保険制度の運用の要
本人が活用できるようは必要な社会資源を調整する役割も求められる
- ・主任介護支援専門員は地域包括ケアシステムを構築
地域に必要な資源の開発やネットワークの構築など個別支援を通じた
地域づくりも求められる

社会資源を活用する目的

～その人らしい生活の維持のために～

- ・生活基盤を整える(経済、住宅、生活用具など)
- ・健康を保つ(予防、治療、機能訓練、健康維持など)
- ・日常の生活行動を支える(歩行、排せつ、入浴、食事、整理整頓、買い物など)
- ・家族を支える(介護相談・指導、介護の代替・休養など)
- ・他者との交流を深める(コミュニケーション手段、外出手段、対人関係など)
- ・社会参加をする(教育、就労、趣味活動、旅行、社会的活動など)
- ・安全・安心して暮らす(緊急通報システム、安否確認、安全装置、金銭管理など)
- ・権利を守る(権利擁護、成年後見制度、苦情処理窓口など)

みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉



地域共生社会

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算案：39億円
(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200→250か所)
補助率：3/4

断らない相談(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

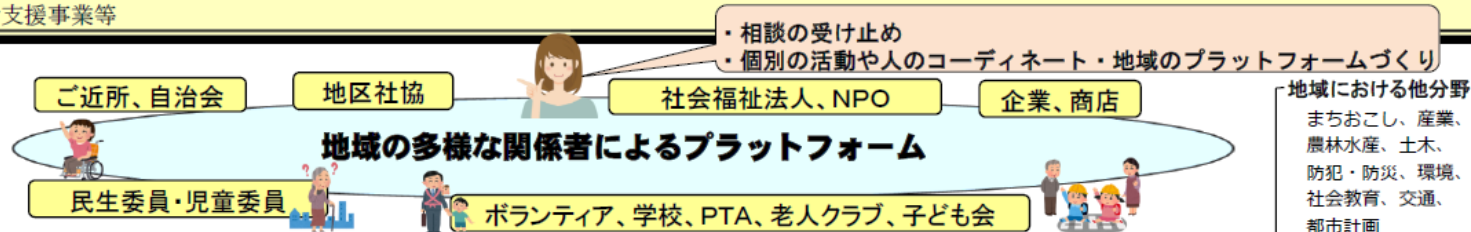
◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新

◆地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げ的事业(取組例)地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

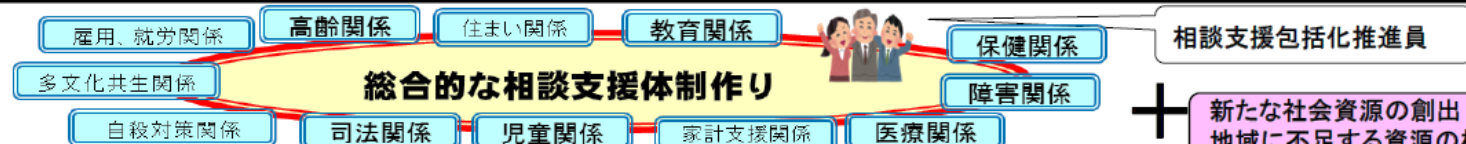
◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例)生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

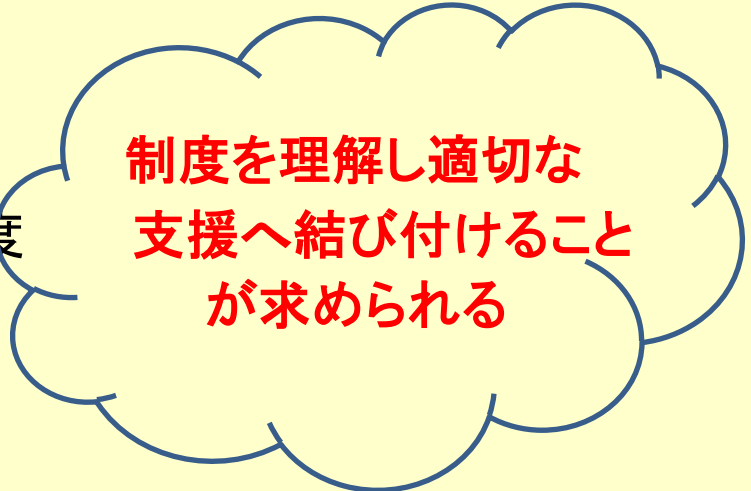
地域共生社会の実現に向けた つながりづくり・地域づくりの視点

- 包括的な相談支援体制においては、専門職による丁寧な相談支援を大切にするとともに、地域においてその人らしく生活できるように「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援も重要である。
- 「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援とは、地域の支えや他人からの助けを借りずに、本人が一人で生活できるようになることを目指すものではない。地域とのつながりやインフォーマルな支援の中で、**本人が地域の中で役割や居場所を見付けたり、必要な時には本人に対して適切に支援が提供できる体制整備をも含めた概念である。**
- 地域社会の一員として積極的な役割を果たせるように、福祉以外の分野とつながり、地域経済の活性化も含めた、**多様な場や居場所づくりを充実**させていくことが重要である。
- また、地域の中で、その人が受け入れられるよう、地域住民や関係機関との適時、適切な出会いの場を設けることも大切である。その際には本人の状態に応じて、必要な情報のみを限定的に伝えたり、情報を伝える人を特定する等の配慮も求められる。

関係する各制度

- ・介護保険制度

- ・公的扶助
 - 生活保護制度
 - 生活困窮者自立支援制度
 - 老人福祉法



制度を理解し適切な
支援へ結び付けること
が求められる

- ・日常生活自立支援事業
- ・成年後見制度
- ・障害者制度
- ・高齢者虐待防止法
- ・障害者虐待防止法
- ・医療保険・年金制度

後期高齢者医療制度 公的年金制度

関係機関との連携

- 地域住民との連携
- 地域とサービス事業所との連携
- 地域包括支援センターとの連携
- 医療機関、在宅を支える地域医療

インフォーマルな支援や社会交流の状況も捉えているか確認しましょう

高齢者の住まい

住み慣れた地域で継続して暮らすための住環境の整備や利用者の価値観にあった施設の選択ができるよう指導・助言しましょう

地域の福祉とは？

- 問題を「発見する力」
- 地域で「支え合う力」
- 人や団体、サービスを「つなげる力」
- 主体的に「参加する力」「つながる力」
- 埋もれているパワーを「引き出す力」
- ...

⇒これらは、「**地域住民だからこそ発揮できる力**」である

(参考)ソーシャルキャピタル(社会関係資本)

求められる主任介護支援専門員の役割

ニーズのある方に対する適切な社会福祉
制度利用・サービスの整備の指導助言

個別ニーズの積み上げから、地域の中で
解決できるしくみづくりへ

地域の中で福祉への理解者・協力者・
実践者を増やす関係づくりと連携

これらを
同時に
進めてい
くこと

⇒すべての人(健常者・高齢者・障害者・子どもetc)に自立と参加が
開かれている社会づくり = **地域共生社会の実現**

生活福祉資金

資金の種類		資金の目的
1・総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費でまかなうことが困難である費用（就職・転職のための技能習得、債務整理をするために必要な費用など）
2・福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費、病気療養に必要な経費、住宅の増改築や補修などに必要な経費、福祉用具などの購入経費、介護サービスや障害者サービスを受けるために必要な経費 など
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
3・教育支援資金	教育支援費	低所得者世帯の子どもが高校や高専、大学などに修学するために必要な経費
	就学支度費	低所得者世帯の子どもが高校や高専、大学などへ入学する際に必要な経費
4・不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。